

# 税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室<sup>118</sup>〕法人税その44

## 所得拡大促進税制の見直し

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の拡充

**Q**．所得拡大促進税制の見直しについて教えてください。

**A**．企業の賃上げに対するインセンティブを強化するため、所得拡大促進税制の税額控除が拡大されました。同税制は、基準事業年度（注）の給与等支給額と比較し、適用年度の給与等支給額が一定割合以上増加している場合に、その増加額の10%を税額控除できる制度でしたが、適用要件を一部変更し、法人の区分に応じ見直しが行われました。

（注）基準事業年度とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。

### 1．適用要件（改正前）

給与等支給総額：平成24年度から一定割合以上増加

給与等支給総額：前年度以上

平均給与等支給額：前年度を上回る

### 2．法人の区分と変更概要

イ．中小企業者等以外の法人

- ・適用要件、は変更なし。については、前年度比2%以上増に変更。
- ・前年度比で2%以上賃上げをした場合、従来の10%税額控除に加え、2%上乗せした12%税額控除が適用できますが、賃上げ率が2%未満の場合は税制の適用が受けられなくなります。

ロ．中小企業者等

- ・適用要件～は変更なし。加えて 平均給与等支給額：前年度比2%以上増の要件を追加
- ・前年度比で2%以上賃上げをした場合、従来の10%税額控除に加え、12%上乗せした22%税額控除が適用できます。また、賃上げ率が2%未満の場合でも平均給与等支給額が前事業年度を上回っていれば、従来の10%税額控除が受けられます。

### 3．適用時期

平成29年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

（税制委員会：二木正文、忠地祐一、川窪光弘グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

《イメージ図》

	改正前	改正後
中小企業者等以外	<p>【要件】</p> <p>① 給与等支給総額：平成24年度から一定割合以上増加 ② 給与等支給総額：前年度以上 ③ 平均給与等支給額：前年度を上回る</p> <p>【税額控除限度額】</p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10%</p> <p>《要件①の増加要件割合》</p>	<p>【要件】</p> <p>①・② 変更なし ③ 平均給与等支給額：前年度比2%以上増の要件に変更</p> <p>【税額控除限度額】</p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10% + 前年度からの増加額に対して2%</p>
中小企業者等	<p>【要件】</p> <p>①～③ 中小企業者等以外と同じ ※ ただし、①の増加割合は以下のとおり</p> <p>【税額控除限度額】</p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10%</p> <p>《要件①の増加要件割合》</p>	<p>【要件】</p> <p>1 ①～③ 変更なし 2 ①～③ 変更なし ④ 平均給与等支給額：前年度比2%以上増の要件を追加</p> <p>【税額控除限度額】</p> <p>要件1を満たす場合 ・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10%</p> <p>要件2を満たす場合 ・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10% + 給与等支給総額の前年度からの増加額に対して12%</p>